

議案第 28 号

木古内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

木古内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 4 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整理に関する条例
(木古内町下水道条例の一部改正)

第1条 木古内町下水道条例（平成16年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「町長」を「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条、第5条第1項及び第3項、第8条第3項、第10条から第12条まで、第14条第1項及び第2項ただし書、第16条第1号ただし書及び第3号、第17条、第18条、第19条第1項、第3項ただし書、第5項及び第6項、第20条、第21条第1項、第22条、第24条並びに第25条中「町長」を「管理者」に改める。

(木古内町下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第2条 木古内町下水道事業受益者負担金条例（平成16年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「町長」を「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条第1項、第5条第1項及び第3項、第6条から第8条まで並びに第9条第1項及び第3項中「町長」を「管理者」に改める。

(木古内町下水道事業再評価委員会条例の一部改正)

第3条 木古内町下水道事業再評価委員会条例（平成21年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「町長」を「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第7条ただし書及び第12条中「町長」を「管理者」に改める。

(木古内町下水道終末処理場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 木古内町下水道終末処理場の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「町長」を「下水道事業管理者」に改める。

(きこないクリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例の一部改正)

第5条 きこないクリーンセンターにおける浄化槽汚泥の処理に関する条例（平成31年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「町長」を「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改め、同条第2項ただし書中「町長」を「管理者」に改める。

第4条及び第6条中「町長」を「管理者」に改める。

(木古内町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 木古内町下水道事業の設置等に関する条例（令和5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「政令第8条の2」を「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。第8条の2）」に改める、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第14条の規定に基づき下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理するため、建設水道課を置く。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「町長」を「管理者」に改め、同条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。